

証券コード：3446

株式会社 **ジェイテックコーポレーション**

第 29 回 定時株主総会 招集ご通知

日 時	2022年9月29日（木曜日）午前10時
場 所	大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号 当社本社4階「大会議室」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照 ください。）

決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
------	--

目 次	
第29回定時株主総会招集ご通知 （提供書面）	1
事業報告	5
計算書類	29
監査報告	35
株主総会参考書類	45

証券コード 3446
2022年9月9日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号
株式会社ジェイテックコーポレーション
取締役社長 津 村 尚 史

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）に記載のとおり、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号
当社本社4階「大会議室」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
2. なお、上記①及び②は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【重要なお知らせ】

本株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様へのお願い

- 本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、本株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 議決権行使は、書面（郵送）又はインターネット等による事前の行使も可能ですので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
（議決権行使の方法は3頁から4頁までをご参照ください。）
- 当日ご来場される場合は、マスクをご着用ください。
- 会場における検温、消毒液の使用にご協力ください。

当社の対応

- 会場内は間隔をあけた座席配置とさせていただくことから、座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、会場の混雑状況次第では入場制限を行う場合がございます。
- 体調不良及び発熱（37.5℃以上）が見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- 登壇役員及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- その他、必要に応じて感染予防の措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 今後の状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、適宜インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）にてお知らせいたします。

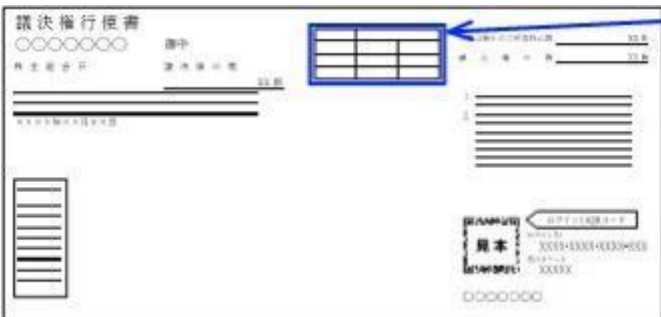


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年 9月29日（木曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年 9月28日（水曜日） 午後 5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年 9月28日（水曜日） 午後 5時30分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

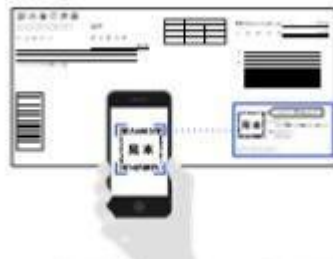
書面（郵送）又はインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により鈍化の動きがみられたものの、経済・社会活動に対する制限の緩和により、徐々に正常化に向かう動きを見せつつあります。一方で、世界的には長期化するウクライナ情勢、ゼロコロナ対策に伴う中国経済の停滞、急激なインフレの懸念など、先行きの不透明感が強まっております。

このような経済環境のもと当社グループは、オプティカル事業、ライフサイエンス・機器開発事業及びその他事業（電子科学株式会社を含む）という独自の技術を利用した3つの事業により、経営基盤の強化と拡充に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高1,150,981千円、営業損失71,221千円、経常損失26,981千円、親会社株主に帰属する当期純損失32,127千円となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

<オプティカル事業>

アメリカ（施設：APS、LCLS）向け、国内（施設：Nano Terasu：旧称SLiT-J）向け、中国（施設：IHEP、SSRF）向け、スウェーデン（施設：MAX IV）向け等の売上を第4四半期に計上し、業績を牽引することとなりました。

X線ナノ集光ミラーの主な販売先である国内外の放射光施設やX線自由電子レーザー施設においては、コロナ禍の影響で一部の運用に制限があるものの、概ね通常稼働状態に戻ってきております。国内の次世代放射光施設Nano Terasu（旧称SLiT-J）をはじめ、中国及び欧米の放射光施設のバージョンアップや新設計画により、多くの受注を獲得することができました。

しかしながら、中国のゼロコロナ政策に伴う4月からの上海の長期ロックダウンの影響によって中国全土にて混乱が生じ、輸入手続きが事実上ストップとなりました。その後も輸入制限がかかった影響に伴い、中国向けの多くの製品において納入に至らない結果となりました。ま

た、アメリカ向けにおいては、急な仕様変更依頼に対応したため、納品にまで至らない案件がありました。いずれにつきましても、オプティカル事業は受注生産方式をとっているため失注となることはなく、現在作業を継続しており翌期に売上がずれる見込みであります。

このような状況ではありますが、現在、中国では他に類を見ない規模の放射光施設及びX線自由電子レーザー施設の建設や既設のバージョンアップの計画が進んでおり非常に有望な市場であります。北京市に建設中の次世代大型放射光施設「IHEP」は世界最大規模の施設となる見込みであり、すでに昨年度より大型受注を取得している状況であります。

さらに中国においては、複数施設にて第4世代へのアップグレードの他、上海市、深圳市、武漢市においては大型放射光施設及びX線自由電子レーザー施設の新設が同時に計画されており、さらなる超高精度ミラーの需要の拡大が見込まれております。

営業活動につきましては、中国への渡航制限は続いているものの新規受注は増えてきており、引き続き重点地域として注力してまいります。また、欧米各国においては渡航による対面営業活動を再開しており、きめ細かな営業活動によって更なる需要の掘り起こしを行ってまいります。

この結果、売上高は779,892千円、セグメント利益は245,422千円となりました。

<ライフサイエンス・機器開発事業>

当第4四半期は、韓国の放射光施設（PAL）向け集光装置、再生医療分野における受託研究開発に係る売上、高密度培養装置、グラビア印刷試験機（GP-10）による売上を第4四半期に計上し、業績を牽引することとなりました。

一方で、水晶振動子ウエハ加工システムにおいては、国内のパイロットユーザーに続いて海外の水晶振動子メーカーへの拡販を進めておりましたが、コロナ禍の影響により導入計画が遅れたことにより成約に至りませんでした。

この結果、売上高は262,552千円、セグメント利益は5,795千円となりました。

<その他事業>

その他事業は子会社の電子科学株式会社であります。電子科学の売上構成は、装置販売（TDS：昇温脱離分析装置）、装置のメンテナンス業務、受託分析業務の3つに分かれますが、主力である装置販売において売上が予定を大きく下回る結果となりました。装置販売につきましては受注生産であり設置・導入作業が必須となりますが、主なユーザー企業のある韓国及び台湾においてコロナ禍の影響により入国が制限されていたため、作業が行えず売上計上に至りませんでした。これらにつきましては、作業を再開する翌期に売上がずれる見込みであります。

この結果、売上高は108,537千円、セグメント損失は60,973千円となりました。

なお、2021年6月期連結会計年度より電子科学株式会社を株式の取得により子会社化し、連

結の範囲に含めております。2021年6月30日をみなし取得日としており、かつ連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度の経営成績においては同社の2021年7月から2022年3月までの9か月分の業績を計上しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額で121,809千円であり、主にオプティカル事業に係るX線ナノ集光ミラー製造用の加工装置や測定器及び栃木生産技術開発センターの土地や建物の購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により9,000株の新株式を発行し、2,010千円の資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

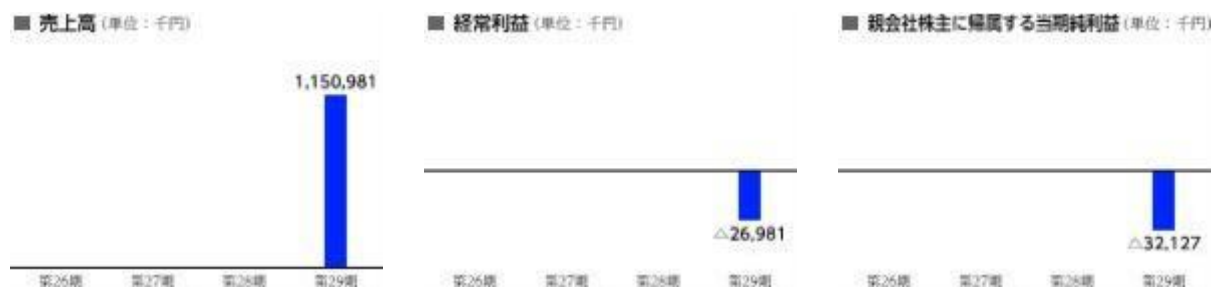
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2019年6月期)	第 27 期 (2020年6月期)	第 28 期 (2021年6月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売上高(千円)	—	—	—	1,150,981
経常利益又は経常損失(△)(千円)	—	—	—	△26,981
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	—	—	△32,127
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	—	△5.48
総資産(千円)	—	—	3,382,042	3,227,032
純資産(千円)	—	—	2,257,971	2,227,717
1株当たり純資産(円)	—	—	385.65	379.91

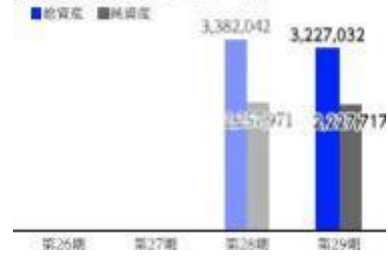
- (注) 1. 第28期(2021年6月期)が連結計算書類の作成初年度であるため、第27期(2020年6月期)以前の状況は記載しておりません。また、第28期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



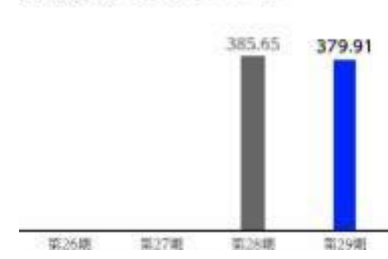
■ 1株当たり当期純利益 (単位:円)



■ 総資産/純資産 (単位:千円)



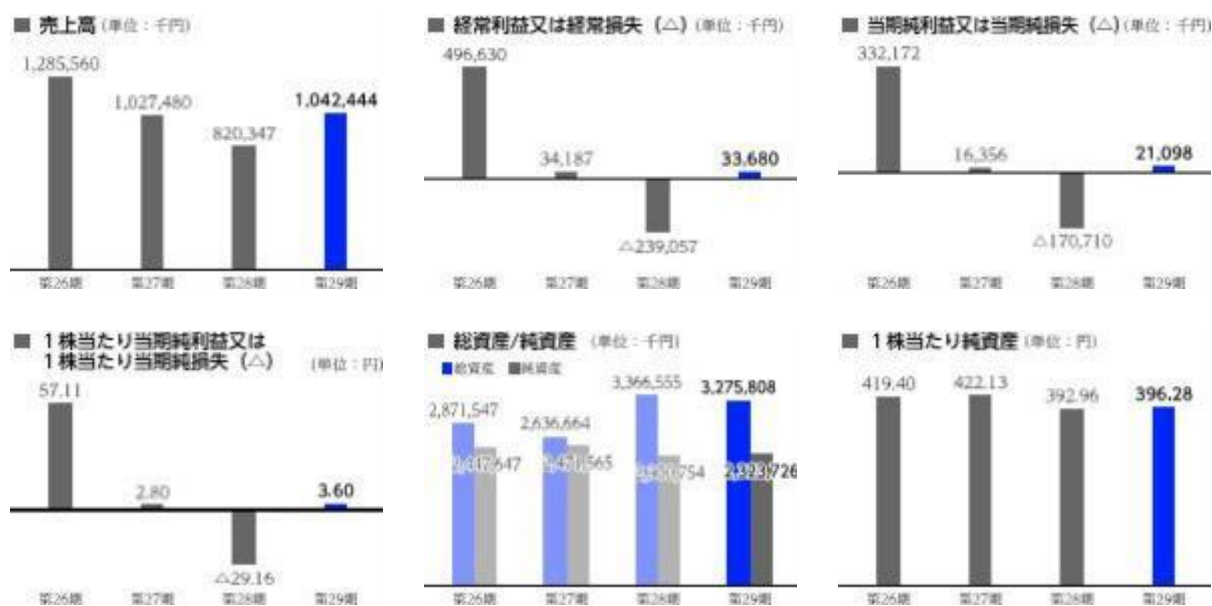
■ 1株当たり純資産 (単位:円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2019年 6 月期)	第 27 期 (2020年 6 月期)	第 28 期 (2021年 6 月期)	第 29 期 (当事業年度) (2022年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,285,560	1,027,480	820,347	1,042,444
経常利益又は経常損失(△)(千円)	496,630	34,187	△239,057	33,680
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	332,172	16,356	△170,710	21,098
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	57.11	2.80	△29.16	3.60
総 資 産(千円)	2,871,547	2,636,664	3,366,555	3,275,808
純 資 産(千円)	2,447,647	2,471,565	2,300,754	2,323,726
1株当たり純資産(円)	419.40	422.13	392.96	396.28

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第26期の期首から適用しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
電子科学株式会社	50百万円	100%	理化学機器の開発・製造・販売・分析

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	電子科学株式会社
特定完全子会社の住所	東京都武蔵野市西久保一丁目3番12号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格	797,402千円
当社の総資産額	3,275,808千円

(4) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識しています点は以下のとおりであります。

① 事業活動に関わる課題

<オプティカル事業>

・放射光施設関連

オプティカル事業の主なユーザーである国内外の放射光施設及びX線自由電子レーザー施設は研究活動が復調してきており、ミラーの需要もコロナ前の状態に回復してきております。

欧州、米国、中国では新設及び第4世代へのアップグレードに伴う新設ビームラインの中期的な開発計画が提案され、すでに多くの各種超高精度ミラーの問い合わせを頂いており、仕様の検討、議論に着手しております。一方国内においても、大型放射光施設SPring-8や自由電子レーザー施設SACLAだけでなく、2024年稼働予定の東北大学に隣接する次世代放射光施設(Nano Terasu)からの引合いも増え、受注も順調に推移しております。

当社は、このように世界規模で拡大している放射光施設及びX線自由電子レーザー施設向けの高精度X線ミラーの需要に応えるため、生産施設の増強、生産工程の効率化を図り、更なる高精度化を進めていくことが引き続き重要課題であると認識しております。栃木に新設した生産技術開発センターにおいては、前加工工程の連携強化を図り生産工程全体の効率化を目指してまいります。

また、世界各地で放射光施設やX線自由電子レーザー施設の新設や第4世代放射光施設への

バージョンアップによって光源の強化が図られており、当社の主力製品である高精度KB型集光ミラーのみならず、それらに対応できる新しい光学系の構築が求められております。形状可変ミラー、回転楕円ミラー、各種ウォルターミラー等の次世代放射光施設向けの新しい集光系のX線ミラーの開発・販売を推進してまいります。

・宇宙・半導体等に関連する光学部品への展開

各種X線ミラー（光学素子）は、従来技術では不可能であった表面形状の超高精度化を実現することができ、さまざまな産業分野においてビジネスを展開するための技術的ポテンシャルを有しております。

例えば、宇宙や半導体といった産業において光学部品は必要不可欠な存在であり、これらに対し、当社がこれまで大阪大学との共同研究で開発を進めてきたナノ加工技術（EEM、プラズマCVM、CARE）とナノ計測技術（RADSI、MSI）が精度的に十分活用できるレベルにあるため、特に高性能化傾向が強く量産化速度の高い半導体分野に参入する上で重要な要素技術となります。

現在、宇宙ならびに半導体の露光、検査に関わる高精度光学部品の問い合わせを複数頂いており、技術検討から開始し、すでに開発・試作フェーズに進んでいる案件も多くあります。当社は今後、積極的かつ迅速に新規技術開発と多角的な営業活動を進め、従来の放射光分野の枠を超えた新規市場の開拓を図ってまいります。

<ライフサイエンス・機器開発事業>

・ライフサイエンス事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、コロナ治療薬の探索のために、自動細胞培養装置「CellMeister®」のカスタム製品の引合いが増えております。さらに、新型コロナウイルス感染症対策でテレワークや時差出勤などを推奨している企業が多く、手軽な汎用型自動細胞培養装置「MakCell®」の引合いも増えており、今後は海外展開も含め営業活動を推進してまいります。

また、2017年1月に上市したiPS細胞用の回転浮遊培養装置「CellPet 3D-iPS®」やオルガノイド向け回転浮遊培養装置「CellPet®CUBE」は、プロモーションを継続的に行い、着実に販売台数を増やしてきております。海外では、まず中国、米国にてマーケティングを開始しており、日本での研究成果発表を追い風に拡販を行ってまいります。

さらに、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）からの委託事業であり、これまで長らく公立大学法人横浜市立大学と神奈川県立こども医療センターと推進してきた弾性軟骨デバイスによる鼻咽腔閉鎖機能不全症の再生医療について、臨床治験に向け本格的な準備が整い

ました。

また、医療機器の開発も積極的に進めており、特にAMEDからの競争的資金を受け、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構及び日本光電工業株式会社と進めている、脳梗塞治療用の幹細胞分離機器（医療機器）の共同開発も計画通り推進してまいります。

・機器開発事業

当社設立当初より各種自動細胞培養装置を開発してまいりましたが、その自動化設計技術を活かし、当社の高精度KB型集光ミラーを用いた集光装置や各種OEM製品の製品開発を手掛けてまいりました。

また、新規事業として独自のプラズマCVM加工技術を適用し進めてきた、水晶振動子ウェハ加工システムの商品化に成功しウェハの厚みの均一加工に導入いたしました。

さらに、現在参入を目指しているパワー半導体や電子デバイス関連の産業では、さらなる高性能・高速化がトレンドとなっており、基本材料となるSiC(炭化ケイ素)やGaN(窒化ガリウム)等に対し高精度化の要求が急速に高まってきております。当社の有する独自の加工技術であるプラズマCVMや新技術であるCAREが、この高精度化を実現できる要素技術と認知され、既に多くの企業より問い合わせを受けその有効性の確認をしており、次の段階として量産を視野に入れた装置開発と実装を迅速に進め、広く普及されるよう努めてまいります。

ライフサイエンス・機器開発事業においては、ライフサイエンス分野や半導体分野における独自の製品開発を積極的に進めて顧客を獲得するとともに、市場の拡大に備えるために優秀な技術者の確保、生産体制の強化、保守サービスの構築が重要課題であると認識しております。このため当社では、優秀な技術者の確保のために積極的な中途採用活動を展開する一方で、生産体制の強化や保守サービスの構築につきましては、電子科学株式会社や新たな協力会社との関係構築によって対応してまいります。

<電子科学株式会社>

電子科学は、超高真空環境下で試料を加熱することで放出される微量の気体成分（主に水素、水）を高精度に分析する昇温脱離分析装置（TDS）を製造・販売しており、半導体や液晶業界を中心に材料の研究や、製造工程の評価、品質管理において高い評価を得ております。昨年度は海外におけるコロナ禍の影響を大きく受けましたが、今年度は以前からの主要な市場である韓国、台湾に加え日本国内からの引き合いが急増し、すでに複数案件の受注を獲得し納品も開始しております。

今後は、電子科学の分析技術と当社の自動化技術との連携を行い、第一弾として水素脆化に

特化した新製品の共同開発を進めてまいります。海外営業についても、当社のオプティカル事業の海外チャンネルを用いて積極的に推進し、販売台数と受託分析件数の増加を図ってまいります。

② 技術開発体制の構築

当社グループの顧客の多くは基礎研究に取り組んでいる研究機関・大学・企業の研究者であり、この基礎研究の分野で成長するためには、最先端の技術動向のキャッチアップと継続的な技術開発を行う体制を構築し、継続的に付加価値を提供することが重要であると考えております。

このような認識のもと、オプティカル事業では国内外で開催される国際学会での企業展示だけでなく、当社の製品や最新の技術紹介等を積極的に発信してまいります。また、ライフサイエンス・機器開発事業においては細胞培養センターを活用し、オープンイノベーションの拠点として、最先端の技術開発に取り組んでいる研究機関や大学との共同研究や企業との事業連携を積極的に推進してまいります。

③ 営業力の強化

当社グループにおいて、事業規模を拡大させるためには営業力の強化が重要であると考えております。しかしながら、取り扱う製品はコンサルティング営業ができるような技術知識が必要となるため、即戦力となる営業人材の確保が難しく、継続的な営業人材の確保と強化が重要な課題であると考えております。具体的には、技術者の社内ローテーションや物理学等の基礎学力を有している人材の採用活動によって営業人材を確保し、加えて既存営業マンによる継続的な現場教育の推進によって営業力の強化に注力してまいります。

オプティカル事業においては、世界的に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が終息しつつあり世界各地で外出禁制限や自粛要請が解除され、展示会や学会なども従来どおり開催されるようになりましたが、特に海外においては営業効率を考慮し、今まで培ったWEB会議も併用して商談を有効に進めてまいります。

ライフサイエンス・機器開発事業においても、訪問とWEB会議を組み合わせ有効に営業活動を進めてまいります。また、同事業においても海外展開を視野に入れており、まずは中国、米国での代理店網の構築を進めてまいります。

④ 生産管理体制の強化

オプティカル事業において、需要が拡大しグローバルな競争に生き残っていくためには、生産管理の役割が大きくなっており、組織力強化が重要であると考えております。一方、ライフ

サイエンス・機器開発事業は、ファブレスによる柔軟な生産体制にて事業を展開しており、協力企業と緊密な連携体制が重要であると考えております。

さらに、今後の量産化に向けて、それぞれの製造工程、生産管理や品質管理等における最適なチェック体制を構築し、安定した品質を維持する仕組みが必要不可欠となるため、生産管理体制を強化してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

ここ数年の当社の急速な成長に伴い、内部管理に係る業務が多岐にわたって発生しておりますが、今後のさらなる成長のためには内部管理体制の一層の強化を図る必要があると認識しております。そのためには、内部管理の重要性に対する全社的な認識の強化を図り、また経理・人事・広報・法務等に精通した人材も積極的に登用することによって、業務の有効性と効率性を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループの事業は、当社が営むオプティカル事業、ライフサイエンス・機器開発事業、及び電子科学株式会社が営む昇温脱離分析装置（TDS）の開発、製造、販売等を含むその他事業の3事業であります。各事業の主要な事業内容は以下のとおりであります。

① オプティカル事業

放射光施設で行われる、X線を利用した基礎研究や産業利用などの分析装置に使用するX線ナノ集光ミラーの開発・製造・販売

② ライフサイエンス・機器開発事業

医薬及び創薬を含めバイオ分野の基礎から量産技術に関わる、各種自動細胞培養装置の開発・製造・販売

③ その他事業

半導体、鉄鋼、自動車、化学等の様々な分野での分析に使用する昇温脱離分析装置（TDS）の開発・製造・販売

(6) 主要な営業所（2022年6月30日現在）

① 当社

本 社	大阪府茨木市
細胞培養センター	大阪府吹田市（大阪大学内）
栃木生産技術開発センター	栃木県那須塩原市

② 子会社

電子科学株式会社	東京都武蔵野市
----------	---------

(7) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
58名 (1名)	1名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
44名 (1名)	1名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	672,875千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(10) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、海外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、営業損失71,221千円を計上しており、2期連続の営業損失となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

当社グループは、当該状況を解消するために、販売先とのコミュニケーションを密にすることや、販売先の国や地域における状況を勘案して製造体制を柔軟に対応する等、不測の事態にも十分対処できるよう努めてまいります。

また、これらの状況によって当社及び電子科学株式会社それぞれの売上について翌期への期ずれとなるものの、現時点における案件ごとの収益性や、資金繰りに影響が出ているという事実は認められないため、事業面及び財務面における安定性は十分に確保されているものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,864,000株 (自己株式148株を含む)
- (3) 株主数 4,490名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
津村尚史	2,669,200株	45.5%
大阪コンピュータ工業株式会社	360,000	6.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	330,000	5.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	197,400	3.4
株式会社 SBI証券	79,900	1.4
松井証券株式会社	53,200	0.9
有馬誠	50,000	0.9
内山孝教	47,500	0.8
株式会社 サポートプラス	37,400	0.6
生田正剛	34,000	0.6

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
取締役社長 (代表取締役)	津村尚史	電子科学株式会社 代表取締役会長
取締役	金岡政彦	営業部長 電子科学株式会社 取締役
取締役	平井靖人	管理部長 電子科学株式会社 取締役
取締役	岡田浩巳	オプティカル製造技術部長
取締役	川崎望	株式会社テクノ高槻 代表取締役会長
取締役	松見芳男	
取締役	長谷川功宏	株式会社character 代表取締役
常勤監査役	政木進久	電子科学株式会社 監査役
監査役	西田隆郎	税理士
監査役	野村公平	弁護士

- (注) 1. 取締役川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役政木進久氏、西田隆郎氏及び野村公平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役政木進久氏は、企業活動に関わる豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査及び内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役西田隆郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役川崎望氏につきましては、10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、取締役松見芳男氏及び長谷川功宏氏並びに監査役政木進久氏、西田隆郎氏及び野村公平氏につきましては、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた際の、被保険者が被る損害賠償金や起訴費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た行為や、法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に対しては填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役報酬につきましては、監査役会での協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議による報酬総額の限度内にて、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案したうえ、任意の指名報酬委員会に諮ったうえで各取締役の職責と実績及び会社業績を勘案して取締役会にて決定しております。

- b. 業績連動報酬等に関する方針
業績連動報酬等については採用しておりません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等については採用しておりません。
- d. 報酬等の割合に関する方針
基本報酬（固定報酬）を100%としております。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
基本報酬（固定報酬）は、月ごとに固定額を支払うものとしております。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
報酬等は、a. 基本報酬に関する方針に記載のとおり決定されるものであり、取締役会の委任を受けて特定の個人又は機関が取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものではありません。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	83,484 (9,684)	83,484 (9,684)	— (—)	— (—)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,928 (11,928)	11,928 (11,928)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	95,412 (21,612)	95,412 (21,612)	— (—)	— (—)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年11月11日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
2. 監査役の報酬限度額は2014年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川崎望氏は、株式会社テクノ高槻の代表取締役会長であります。株式会社テクノ高槻と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会における出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川崎 望	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	松見 芳男	当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、主に会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	長谷川 功宏	2021年9月29日就任後の当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、主に会社経営と半導体分野に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、取締役の指名や役員報酬等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会及び監査役会における出席状況、発言状況及び 監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	政木 進久	当事業年度開催の取締役会15回のうち全て、監査役会15回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	西田 隆郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち全て、監査役会15回のうち全てに出席し、主に税理士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	野村 公平	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定2021年10月14日)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、また反社会勢力の排除を徹底するため「企業行動規範」を制定し、これを遵守する。
 - (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
 - (3) 社員の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努める。
 - (4) 内部監査担当者を社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役との連携に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規程、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上のリスクについては、「経営危機管理規程」を制定し担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行い、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行う。
また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底し、人々の幸福な生活に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開していく。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程を制定し、子会社が当社の承認を受けるべき事項および報告すべき事項を定めることで、当社グループの管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを実施する。
 - (2) 当社が定める経営危機管理規程およびコンプライアンス規程を当社グループ全てに浸透させ、情報管理・危機管理の統一と共有によって業務の適正を確保する。
 - (3) 子会社は当社との連携を維持するとともに、自社の実態に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を担保する。
 - (4) 当社の内部監査室が、子会社に対して適宜監査を実施し、子会社の取締役および使用人の適正な業務執行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することとする。
補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。
監査役がその職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の事項とし、取締役及び監査役は、監査役への報告体制等について、報告すべき事項の詳細を別途申し合わせ事項として定める。
 1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

2. 重大な法令・定款違反
 3. 経営上の重要な決定事項（取締役会、決議事項）
 4. 毎月の経営状況として重要な事項
 5. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 6. その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 各監査役は、取締役会に出席する。また常勤監査役は全体進捗会議、その他重要な社内会議に出席する。その際、監査役の要請に応じて、取締役及び社員は、必要な報告及び情報提供に努める。
- (3) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役と各監査役は定期的に意見交換を行う。
 - (2) 各監査役は、内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 重要な会議の開催状況
当事業年度において、取締役会を15回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、全体進捗会議において、各部門の業務推進の計画管理と内部統制の適正な運用の確保を図っております。
 - ② コンプライアンス体制の運用状況
コンプライアンス規程を周知・徹底するとともに、法令、定款及び社内規則等の遵守の取り組みを継続的に行っております。コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に全社員を対象にコンプライアンスにかかる教育を実施しました。

③ 監査役監査体制の運用状況

当事業年度において、監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において15回開催された取締役会への出席のほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど監査の実効性確保に努めており、業務監査の継続に努めております。さらに、監査役、内部監査室、監査法人の三者は意見交換を実施し、監査の連携の確保に努めております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組みの運用状況

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業実態に即した内部統制システムを整備し、その運用状況の評価と改善を実施するとともに、各業務プロセス実施者を対象としたコンプライアンス研修の定期開催によって、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の信頼性確保に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当のみの年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨及び同法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらに市場占有率を高めるために有効投資を行ってまいりたいと考えております。

当面は、コスト競争力の強化や生産能力向上のための設備拡充、及び急成長市場での事業展開を実現するために今以上の研究開発体制を構築するための投資が重要になると考え、その原資となる内部留保の充実を図る方針であります。ただし、これらにある一定の目処が立てば、安定的・持続的な配当による株主様への利益還元政策をとる方針であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,301,395	【流動負債】	385,654
現金及び預金	732,324	買掛金	49,955
電子記録債権	1,881	1年内返済予定の長期借入金	75,456
売掛金	248,641	未払法人税等	16,290
商品及び製品	41,427	契約負債	167,850
仕掛品	172,143	賞与引当金	21,689
原材料及び貯蔵品	42,360	受注損失引当金	40
その他	62,617	その他	54,371
【固定資産】	1,925,636	【固定負債】	613,661
【有形固定資産】	1,363,019	長期借入金	597,419
建物及び構築物	760,380	役員退職慰労引当金	4,912
機械装置及び運搬具	220,294	退職給付に係る負債	1,990
土地	340,429	その他	9,339
建設仮勘定	32,285		
その他	9,628	負債合計	999,315
【無形固定資産】	403,322	(純資産の部)	
のれん	392,042	【株主資本】	2,227,717
その他	11,279	資本金	822,246
【投資その他の資産】	159,295	資本剰余金	782,246
投資有価証券	20,000	利益剰余金	623,727
繰延税金資産	126,761	自己株式	△502
その他	12,533	純資産合計	2,227,717
資産合計	3,227,032	負債純資産合計	3,227,032

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		1,150,981
【売上原価】		451,074
売上総利益		699,906
【販売費及び一般管理費】		771,128
営業損失		71,221
【営業外収益】		
受取利息	5	
受取配当金	1	
補助金収入	45,166	
為替差益	2,633	
その他	353	48,159
【営業外費用】		
支払利息	3,899	
その他	19	3,919
経常損失		26,981
【特別損失】		
固定資産除却損	442	
投資有価証券売却損	20	
減損損失	578	1,041
税金等調整前当期純損失		28,022
法人税、住民税及び事業税	11,318	
法人税等調整額	△7,213	4,104
当期純損失		32,127
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		32,127

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	821,241	781,241	655,854	△365	2,257,971	2,257,971
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の行使）	1,005	1,005			2,010	2,010
親会社株主に帰属 する当期純損失 （△）			△32,127		△32,127	△32,127
自己株式の取得				△137	△137	△137
当期変動額合計	1,005	1,005	△32,127	△137	△30,254	△30,254
当期末残高	822,246	782,246	623,727	△502	2,227,717	2,227,717

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	999,836	【流動負債】	354,188
現金及び預金	521,856	買掛金	35,556
電子記録債権	1,881	1年内返済予定の長期借入金	75,456
売掛金	234,079	リース債務	712
商品及び製品	41,427	未払金	28,344
仕掛品	135,113	未払費用	8,780
原材料及び貯蔵品	23,150	未払法人税等	16,290
前渡金	1,820	契約負債	167,850
前払費用	13,721	預り金	7,345
未収消費税等	26,217	賞与引当金	13,811
その他	569	受注損失引当金	40
【固定資産】	2,275,972	【固定負債】	597,894
【有形固定資産】	1,361,726	長期借入金	597,419
建物	737,203	リース債務	475
構築物	23,068	負債合計	952,082
機械及び装置	218,458		
車両運搬具	1,835	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,344	【株主資本】	2,323,726
土地	340,429	資本金	822,246
リース資産	1,100	資本剰余金	782,246
建設仮勘定	32,285	資本準備金	782,246
【無形固定資産】	10,693	利益剰余金	719,736
ソフトウェア	7,916	利益準備金	381
電話加入権	216	その他利益剰余金	719,355
水道施設利用権	2,561	固定資産圧縮積立金	314
【投資その他の資産】	903,552	繰越利益剰余金	719,040
投資有価証券	20,000	自己株式	△502
関係会社株	797,402	純資産合計	2,323,726
出資	50		
長期前払費用	2,488	負債純資産合計	3,275,808
繰延税金資産	83,410		
その他	200		
資産合計	3,275,808		

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		1,042,444
【売上原価】		398,706
売上総利益		643,737
【販売費及び一般管理費】		653,985
営業損失		10,248
【営業外収益】		
受取利息	5	
受取配当金	1	
補助金収入	45,166	
為替差益	2,633	
その他	21	47,827
【営業外費用】		
支払利息	3,899	3,899
経常利益		33,680
【特別損失】		
固定資産除却損	442	
減損損失	578	1,021
税引前当期純利益		32,659
法人税、住民税及び事業税	11,183	
法人税等調整額	376	11,560
当期純利益		21,098

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金				
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	821,241	781,241	781,241	381	1,667	4,139	692,450	698,637	△365
当 期 変 動 額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	1,005	1,005	1,005						
当 期 純 利 益							21,098	21,098	
固定資産圧縮 積立金取崩額					△1,352		1,352	—	
特 別 償 却 準備金取崩額						△4,139	4,139	—	
自己株式の取得									△137
当 期 変 動 額 合 計	1,005	1,005	1,005	—	△1,352	△4,139	26,589	21,098	△137
当 期 末 残 高	822,246	782,246	782,246	381	314	—	719,040	719,736	△502

	株主資本	純資産 合 計
	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	2,300,754	2,300,754
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株 予約権の行使)	2,010	2,010
当 期 純 利 益	21,098	21,098
固定資産圧縮 積立金取崩額	—	—
特 別 償 却 準備金取崩額	—	—
自己株式の取得	△137	△137
当 期 変 動 額 合 計	22,971	22,971
当 期 末 残 高	2,323,726	2,323,726

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社ジェイテックコーポレーション
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 田 篤
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	池 上 由 香

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイテックコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告

プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通

じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻

害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社ジェイテックコーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 上 由 香
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの2021年7月1日から2022年6月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の

立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する

規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

株式会社ジェイテックコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 政 木 進 久 ⑩

監査役（社外監査役） 西 田 隆 郎 ⑩

監査役（社外監査役） 野 村 公 平 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第14条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	津 村 尚 史 (1957年4月25日)	1981年 4 月 倉敷紡績株式会社入社 1991年 4 月 株式会社片岡実業入社取締役技術部長就任 1993年 12 月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2021年 5 月 電子科学株式会社代表取締役社長就任 2021年 12 月 電子科学株式会社代表取締役会長就任 （現任）	2,669,200株
2	金 岡 政 彦 (1978年7月7日)	2003年 4 月 株式会社ニコン入社 2017年 4 月 株式会社栃木ニコン出向 2019年 10 月 当社入社 2020年 7 月 当社営業部長（現任） 2020年 9 月 当社取締役就任（現任） 2021年 5 月 電子科学株式会社取締役就任（現任）	200株
3	平 井 靖 人 (1976年6月19日)	2003年 5 月 株式会社あさひ入社 2005年 11 月 大研医器株式会社入社 2011年 11 月 株式会社サンワカンパニー入社 2012年 9 月 同社取締役管理部長就任 2015年 10 月 株式会社ナサホーム入社 2016年 6 月 同社取締役管理本部長就任 2016年 12 月 当社入社上場準備室長 2017年 1 月 当社管理部長（現任） 2017年 6 月 当社取締役就任（現任） 2021年 5 月 電子科学株式会社取締役就任（現任）	14,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	※ 日 谷 哲 也 (1967年5月14日)	1990年 4 月 大和証券株式会社入社 2002年 10 月 株式会社エス・ピー・ネットワーク入社 2008年 6 月 同社大阪支社長 2012年 7 月 同社西日本担当執行役員 2015年 4 月 同社本社担当執行役員 2017年 4 月 株式会社ヘリオス（情報通信事業）入社 常務執行役員 2018年 4 月 当社入社 2018年 5 月 当社内部監査室長 2022年 8 月 当社監査室長（現任）	200株
5	川 崎 望 (1950年7月22日)	1972年 4 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 1972年 10 月 松下電子工業株式会社（現パナソニック株式会社）半導体事業部出向 1977年 8 月 株式会社コンテック（現大阪コンピュータ工業株式会社）設立代表取締役就任 （現任） 1979年 4 月 株式会社テクノ高槻入社代表取締役社長就任 1993年 12 月 当社取締役就任（現任） 2020年 1 月 株式会社テクノ高槻代表取締役会長就任 （現任）	360,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	松見芳男 (1946年9月1日)	1969年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 1994年 1月 伊藤忠インターナショナル会社 Development&Venture部長 1997年 4月 同社宇宙情報部門長 2000年 1月 伊藤忠商事株式会社宇宙情報マルチメディア カンパニーバイスプレジデント 2004年 6月 同社執行役員先端技術戦略室長 2007年 7月 同社顧問伊藤忠先端技術戦略研究所長 2009年 4月 同社理事(現任) 2009年 4月 松見アソシエイツ合同会社代表取締役就任 (現任) 2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社代 表取締役社長就任 2017年 7月 同社相談役 2018年 9月 当社取締役就任(現任)	一株
7	長谷川功宏 (1959年7月27日)	1982年 4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝) 入社 2002年 3月 同社四日市工場生産技術部長 2014年 6月 同社執行役常務(生産企画部、調達部、生 産技術センター担当)就任 2016年 6月 同社執行役上席常務(生産調達統括部担 当)就任 2017年 11月 東芝トレーディング株式会社入社 2017年 12月 同社代表取締役社長就任 2019年 4月 株式会社character代表取締役就任(現任) 2021年 9月 当社取締役就任(現任)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

- (1) 川崎望氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり製造業の会社経営によって培われた幅広い知識、経験や高い見識を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮して頂くことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の役員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (2) 松見芳男氏を社外取締役候補者とした理由は、大手総合商社における豊富なビジネス経験と経営に関する知見を当社の経営に活かして頂くとともに、先端技術に対する幅広い知識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督して頂くことを期待しているためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の役員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
- (3) 長谷川功宏氏を社外取締役候補者とした理由は、大手総合メーカーにおける会社経営と生産技術に対する幅広い知識と高い見識に基づき、特に当社の製造分野全般において業務執行者から独立した客観的・専門的な観点で経営を監督して頂くことを期待しているためであります。また、同氏の再任が承認された場合には、任意の指名報酬委員会の役員として、取締役の指名や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
5. 川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって川崎望氏が28年9ヶ月、松見芳男氏が4年、長谷川功宏氏が1年となります。
6. 当社は、川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、川崎望氏とは10万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、松見芳男氏及び長谷川功宏氏とは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や起訴費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、川崎望氏、松見芳男氏及び長谷川功宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。三氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き諸氏を独立役員とする予定であります。
9. 川崎望氏の所有する当社の株式数は、同氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役候補者が特に有する専門性 (スキルマトリックス)

各取締役候補者に期待される分野は次のとおりです。

各担当分野における中長期的な企業価値向上に必要な見識・経験・意欲を有しているかを重視し、社外取締役においては、独立した立場で業務執行及び経営の監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体のバランス、多様性を考慮した構成としており、独立で業務執行及び経営の監督を期待できる人材を選任することにより、取締役会全体のバランス、多様性を考慮した構成としており、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めております。

【スキルマトリックス】

取締役候補者	独立	社外	在任期間	企業経営	特に専門性を発揮できる分野						指名報酬委員会
					研究・技術開発、製造	営業・マーケティング	国際経験	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	ESG	
津村 尚史	再任		28年9ヶ月	○	○	○		○		○	○
金岡 政彦	再任		2年		○	○	○				
平井 靖人	再任		5年3ヶ月	○					○		
日谷 哲也	新任		新任					○		○	
川崎 望	再任	●	28年9ヶ月	○	○	○	○	○		○	○
松見 芳男	再任	●	4年	○		○	○	○		○	○
長谷川 功宏	再任	●	1年	○	○		○	○		○	○

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

※指名報酬委員会は、上記以外に常勤監査役政木進久氏が委員であり5名で構成しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2016年11月11日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.51%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5.11%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の当社取締役会において、事業報告20頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、52頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目5番38号
当社本社4階「大会議室」
TEL. 072-643-2292



交通 大阪モノレール彩都線「彩都西」駅 徒歩8分

